

「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり 推進計画(金原地区)(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり推進計画(金原地区)」は、平成23年度に策定された「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり基本構想(金原・串川地区)」を基に、線引きなどの状況変化を踏まえ、まちづくりの基本的な方向性や、導入機能、基盤整備の基本的な考え方・事業効果等を示すとともに、事業実施に向けた今後の進め方等を示すものです。

このたび、「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり推進計画(金原地区)」を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、2人から6件のご意見をいただきました。意見募集の概要及びお寄せいただいたご意見の内容、ご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成29年3月15日(水)～平成29年4月14日(金)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、都市整備課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(青根・沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		2人(6)件
内 訳	直接持参	人()件
	郵送	1人(5)件
	ファクス	人()件
	電子メール	1人(1)件

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
まちづくりの方向性に関すること	2		2		
取組の方向性に関すること	2		1	1	
今後の進め方に関すること	2		2		
合計	6		5	1	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
まちづくりの方向性に関すること			
1	津久井地区の人口シュミレーションがあり、人口減少と少子高齢化が津久井地区においても地域基盤の維持が課題となると言われていますが、後続の内容では高齢者の経験や知識を活用した取り組みの検討が行われていないので、検討と反映をされたい。	地域再生計画等の関連個別計画の策定に向けて、今後設置する検討組織においては、幅広い世代の方々にご参画いただく必要があると考えており、高齢者の経験などを十分に活用し、検討を進めてまいりたいと考えております。	イ
2	まちづくりの方向性として、農業、観光、交通の3点を軸に交流・定住・移住の促進、地域コミュニティの維持、活性化を図るとありますが、36ページには、職住近接型の住宅地の創出等により、定住・移住の促進が図られますとしかありません。このような内容では、若者に対して定住・移住のインパクトになりません。 定住促進プラン（住宅の整備や住宅手当等を含む）、子育てプラン、生活支援プラン、雇用創出プラン等も合わせ提案すべきと考えます。	まちづくりの方向性としては、地域資源である「農業」・「観光」と、それをつなぐ「交通」の3点を軸としております。 こうしたまちづくりの実現に向けた地域再生計画等の関連個別計画の策定の中で、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。	イ

取組の方向性に関すること			
3	<p>農産物のブランド化が提示、提案されていますが、だれが主体となって特産品化又は商品化に取り組み事業化とするのか説明がされていません。</p> <p>37ページのスケジュールに落とし込み、前向きな取り組みを反映されたい。</p>	<p>まちづくりの実現に向けた地域再生計画等の関連個別計画の策定の中で、事業化に向けた具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	イ
4	<p>当工業系産業ゾーンでは、企業が誘致されていて、さらに金原工業団地西側地区も平成29年3月に地区計画が告示とあります。</p> <p>土地利用の考え方として、工業系産業ゾーンを拡張する中で土地改良事業の導入をすることが、土地利用について一貫性が見えません。言いかえると、ちぐはぐ開発と受け止めますが、説明をされたい。</p>	<p>本地区の現状としては、工業団地が立地するとともに、その周辺の多くは農地となっているところです。</p> <p>そのため、4ページに記載のとおり、まちづくりの方向性としては、地域資源である「農業」・「観光」と、それをつなぐ「交通」の3点を軸に、「地域コミュニティの維持・活性化」を図るものとしております。</p> <p>こうしたことから、「地域コミュニティの維持・活性化」に向けて、就労の場の確保や、公共交通網の整備、観光施設の掘り起しなどを行う計画としているものであり、一貫性のある取組と考えております。</p>	ウ
今後の進め方に関すること			
5	<p>13ページ(14ページ、19ページも含め)に体験農園や観光農園が考えられていますが、26ページの土地利用のイメージにはこれらがなく、37ページには反映されていません。何をどう進めようとしているのか説明が必要である。</p>	<p>まちづくりの方向性としては、地域資源である「農業」・「観光」と、それをつなぐ「交通」の3点を軸としております。</p> <p>そのため、19ページに、金原地区への導入機能の具体例として、体験農園や観光農園を掲げているところです。</p> <p>今後は、37ページに掲げている地域再生計画等の関連個別計画の策定の中で、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	イ

6	<p>8 今後の進め方</p> <p>土地改良事業計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意の検討組織の設置 <p>地域再生計画等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意の検討組織の設置 <p>上記に書かれている「任意の組織」が、よく解りません。</p> <p>任意：心のままに任せるさま。理由もなく勝手なさま。</p> <p>と辞書にはありますが、このような検討組織で大事な事項を検討できる訳がありません。</p> <p>そこで、検討組織を作るときは、金原地区の住人はもとよりの事、緑区中央区南区の市民からも公募する形で多くの参加者を募り、市民の思いを計画に反映できるよう、配慮をお願いします。</p> <p>行政、有識者に限った組織では、市民の参画意欲がいつまで経っても形成されません。都市整備課の仕事は増えると思いますが、市民意識の高揚のため、市民に選定結果がわかるような、開かれた行政活動をお願いします。</p>	<p>土地改良事業計画や地域再生計画等の策定に向けては、法に基づく検討組織である土地改良区や地域再生協議会の設置が必要となります。</p> <p>こうした法に基づく検討組織の設置に向けた準備段階の検討組織として、「任意の検討組織」(「法定」に対する「任意」)を設置するものです。</p> <p>新たな検討組織においては、地域主体のまちづくりを推進するため、市民や関係団体などの意見を十分に踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	イ
---	---	--	---